精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 﨑 英

彦

広島県規則第十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和二十六年広島県規則第百二十五

ラ)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第二項」 を「第二十二条第二項」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第七条を次のように改める。

(知事による入院措置)

第七条 知するものとする。 する市町村長(特別区の区長を含む。)に別記様式第五号による入院措置通知書により通 神障害者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄 がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては当該精 いう。以下同じ。 を入院させたときは、当該精神障害者に家族等(法第三十三条第二項に規定する家族等を 知事は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定により精神障害者)がある場合にあつてはそのいずれかの者に、 当該精神障害者に家族等

られた者(以下「措置入院者等」と総称する。) れた者(以下「措置入院者」という。)又は法第二十九条の二第一項の規定により入院させ 第八条第一項中「措置入院者等の入院」を「法第二十九条第一項の規定により入院させら の入院」に改める。

者」に改める。 第十三条第二項中「当該関係者及び所轄保健所長」を「措置入院者の家族等その他の関係

別記様式第一号中「辮 23 米」を「辮 22 米」に改める。

別記様式第二号中

保護者を保護入院者に対象での場合)」

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第7条関係)

\succ 院 推 匰 漸 绀 1

平成 年 圧 Ш

蔟

広島県知事

H

次のとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 29 条第 1 項 の規定によ 第29条の2第1項

る人院措置をしました。

要な措置を採るよう請求をすることができます。 する法律第38条の4の規定により、広島県知事に対して、 なお,精神科病院に入院中の者又はその家族等は, 精神保健及び精神障害者福祉に関 退院及び処遇改善のために必

入院措置年月日	病院の所在地	病院の名称	措置入院者等の氏名
平成			
年			
月			
Ш			

- 注 2 1
- 不用の文字は、消すこと。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

宗								岩 国 人 究 伯	T T			別記様式第六号中					
住 所		氏 名	フリガナ			千		氏 名	フリガナ		F 71	介			フリガナ		
路 道 県	(男・女)				府県	都道	(男・女)				府県	都道					
馬西卡				続柄	×	郡市				続柄	×	郡市	(男・女)				
		月日	生年					月日	生年					月日	生年		
型 本	平成	昭和	大正	明治	×	町村	平成	昭和	大正	明治	×	町村	平成	昭和	大正	明治	
		(満 歳)	年月日					(満 歳)	年月日					(満 歳)	年月日		

_一を

菲							
圃							
\succ							
	泥						
	琳						
住	フ氏						
	リ ガ						
所	一个名						
都道 府県							
	_						
1 #	(男・						
郡百千	女						
	1 年						
	中年						
更	明 大田 大田 古 古 古 古 成 以 表 以						
町村区							
	(議						
	' Э						
	田徳						

に改める。

別記様式第八号中

精神病床 の利用状況	¥	厄 輩 老
許可病床	住所	フ リ ガ ナ 氏 名
採		}-
入院者名		(男・女) 続き柄

	「 を
利用状況	14 计 子 子
許可病床	
来	
入院者	
仫	

に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。附 則